

大規模災害を被った会員の支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は大規模災害が起きた際に、公益社団法人茨城県作業療法士会（以下、「本法人」という。）の会員に対して行う支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この規程にいう災害は、大規模災害時支援活動基本方針に規定された大規模災害の定義に準ずる。

(支援)

第3条 本法人は、災害発生後、次の各号に示す支援を行うものとする。

- (1) 事務局を通して可及的速やかに、当該会員に対し被災地及び会員の被災状況の確認を求める。
- (2) 次に定める方法と基準に従って、被災した会員の次年度の会費免除申請を受け付ける。
 - 1) 申請制とする。
 - 2) 申請手続きについては、本法人ホームページ、広報誌等にて広報する。
 - 3) 申請書は、理事会が定める会費免除申請書（別記第6号様式）と自治体発行の罹災証明書のコピーとする。
 - 4) 申請者は申請期間内に申請書類を茨城県作業療法士会事務局宛てに郵送する。
 - 5) 事務局は申請書類を取りまとめ、申請期間終了後直近の常任理事会に諮った後、理事会に提出する。
 - 6) 会費免除は理事会の承認を受ける事によって決定する。
 - 7) 会費免除は原則として、地震発生時に会員本人が居住していた自宅が罹災した場合とし、全壊、半壊のいずれをも対象とする。また、水害時においては床上浸水を対象とする。ただし、本人は居住していない実家の被災は対象としない。
 - 8) 理事会決定後速やかに、事務局は申請者に対し承認・非承認の通知を行う。
- (3) 本法人が想定しうる以上の広域での発災等により、当法人の運営に著しい支障をきたす恐れが生じた場合には、理事会にて前号の規定を協議することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

(雑則)

第5条 本規程に定めのない事項については、理事会での協議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成28年6月5日から施行する。